

住宅リフォーム工事 請負契約書

平成 年 月 日

3. 支払方法

前払金 () 金 円 (税込)

部分払 () 金 円 (税込)

竣工払 (工事完了確認後 日以内) 金 円 (税込)

金 円 (税込)

工事名称

工事場所

工期 平成 年 月 日より 平成 年 月 日まで

注文者名 様 印 TEL

住所 FAX

請負者名 TEL

代表者 印 FAX

住所

担当者名

1. 請負金額 金 円 (税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘要 (仕様)	(単価・数量・時間等)	小計
1.	畳不調・畳不調	畳 1枚	1,000円
2.	畳不調・畳不調	畳 1枚	1,000円
3.	畳不調・畳不調	畳 1枚	1,000円
4.	畳不調・畳不調	畳 1枚	1,000円
5.	畳不調・畳不調	畳 1枚	1,000円
6.	畳不調・畳不調	畳 1枚	1,000円
7.	畳不調・畳不調	畳 1枚	1,000円
8.	畳不調・畳不調	畳 1枚	1,000円
9. 解体費	・ 畳不調・畳不調		
10. 廃棄処分費	・ 畳不調・畳不調		
		工事価格 (税抜)	
		取引に係る消費税等	
		合計 (税込)	

4. 請負契約書

- 第1条 (総則)**
請負者は本契約工事を完成し、注文者は契約の目的物を確認し、その請負代金の支払を完了する。
- 第2条 (予測不可能な場合)**
1. 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
2. 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。
- 第3条 (完了確認・代金支払)**
工事を終了したときは、注文者は、契約の目的物を確認し、請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。
- 第4条 (第三者への損害)**
1. 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛争を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
2. 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。
- 第5条 (不可抗力による損害)**
1. 天災その他自然的または人為的な事象で、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
2. 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
3. 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。
- 第6条 (工事の変更)**
1. 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。
2. 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
3. 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。
- 第7条 (遅延損害金)**
1. 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
2. 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
- 第8条 (紛争の解決)**
この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。
- 第9条 (補則)**
この契約書に定めのない事項については、必要に応じた注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクリーニングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合は、クリーニングオフを行うお申し込みには、この説明書・工事請負契約書を充分にお読み下さい。【特定商取引に関する法律】の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除(クリーニングオフ)を行うお申し込みの場合
①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合【注】で、クリーニングオフを行うお申し込みには、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文書をもって工事請負契約の解除(クリーニングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書が発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクリーニングオフの権利行使はできません。
ア) お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求により自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等
イ) 壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)または、3,000円未満の現金取引
②上記クリーニングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクリーニングオフを行わなかった場合は、請負者から、クリーニングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクリーニングオフすることができます。
II 上記期間内に契約の解除(クリーニングオフ)があった場合
①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。
③契約解除のお申し出の際既に受領した金員がある場合は、すみやかにその金額を無利息にて返還いたします。
④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
⑤すでに役務提供されたときにおいても、請負者は、お客様(注文者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

5. 特約

■請負条件：工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

工事内容変更合意書

Order form section including fields for customer name, contractor name, address, and contact information. Includes checkboxes for 'Change of Work Schedule' and 'Change of Work Content'.

工期変更

変更前: 平成 年 月 日より 平成 年 月 日まで
変更後: 平成 年 月 日より 平成 年 月 日まで

工期変更内容

Table with 7 columns: No., 変更箇所, 変更前仕様, 変更後仕様, (単価・数量・時間等), 金額, 変更前, 増減額, 変更後. Includes a summary row for tax amounts.

請負金額変更

変更前: 総額 金 円(税込) → 変更後: 総額 金 円(税込)

工事完了・同確認書

Confirmation section with a date field (平成 年 月 日) and a signature line for the customer (注文者) and contractor (印).

保証約款

Warranty terms section containing 7 articles (第1条 to 第7条) detailing the scope, duration, and conditions of the warranty.

表 アフターサービス規準

Table of After-Service Standards. Columns include: 部位項目 (Location/Item), 現象例 (Phenomenon Examples), 期間 (年) (Period in Years), 備考 (Remarks), and 設備・機器 (Equipment/Machinery). Rows cover building parts (e.g., floor, wall, ceiling) and various equipment (e.g., electrical, plumbing, heating, bathroom).